

柏市エコハウス促進総合補助金交付要綱

制定 平成25年 4月 1日

施行 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用省エネルギー設備を設置する者、あるいは住宅の窓をエコ窓に改修する者に対し、柏市エコハウス促進総合補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、エネルギー利用の効率化・最適化を実現する住宅のエコハウス化の普及拡大を図り、もって地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

ア 市内にある住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する併用住宅（以下「併用住宅」という）を含む。）

イ エコ窓改修にあっては、併用住宅のうち居住の用に供する部分をいう。

ウ 共同住宅にあっては、自己の占有する部分をいう。

(2) 住宅用省エネルギー設備

太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、及びエネルギー管理システム（HEMS）をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをい

う。

(4) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され，都市ガス，LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し，発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。

(5) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え，再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え，停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるものをいう。

(6) エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量等を自動で実測し，エネルギーの「見える化」を図るとともに，機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し，機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。

(7) エコ窓

次に掲げる方法により改修した窓をいう。

ア 既存サッシの内側に新しくサッシを設置する方法

イ 既存サッシを取り除き，新しいサッシに更新する方法

ウ 既存サッシを利用して，ガラスを交換する方法

(8) 居室

住宅における，居間，寝室，台所，洗面所，脱衣所，トイレ及び浴室をいう。

(9) 既築住宅

住宅用省エネルギー設備の設置あるいはエコ窓改修工事に着工する前日までに建築工事が完了していることをいう。

(10) 新築住宅

未使用の住宅用省エネルギー設備（太陽光発電設備を除く）が設置された住宅を新築，又は購入することをいう。

（対象事業）

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1のとおりとする。

（対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 補助金の交付を申請する日において、別表第1に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）を設置した住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象設備の設置について契約し、費用の負担及び設備の所有をしていること。

(4) 補助対象設備を設置する住宅を第三者が所有している場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。

(5) 補助対象設備を設置しようとする住宅において、設置しようとする設備と同種の設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。

(6) その他市長が認めるもの。

（補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の上限は、別表第2のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度に属する2月末日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに柏市エコハウス促進総合補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（住民基本台帳の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合）

(2) 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合）

(3) 補助事業の内容が確認できる書類

- (4) 補助対象設備の製造者名，型式等が確認できる資料（カタログ等）
- (5) 未使用の住宅用省エネルギー設備が設置された住宅を新築し，又は購入する場合は，請負契約書又は売買契約書の写し及び領収書の写し
- (6) 既築住宅に補助対象設備を設置する場合は，請負契約書及び領収書の写し
- (7) 補助対象設備の設置費が確認できる書類（見積書又は請求書の内訳等の写し）
- (8) 補助対象設備の設置工事の完了後のカラー写真
- (9) エコ窓改修に係る補助事業にあつては，以下の書類
 - ア 申請者と直接契約した者が市内に本社・本店を有する法人又は個人事業主であることを証する書類
 - イ エコ窓改修位置が明示された平面図，エコ窓の面積が分かる図面及び仕様
 - ウ エコ窓改修の改修工事に着工する前日までにエコ窓を改修する住宅の建築工事が完了していることを証する書類
 - エ 改修工事の着工前のカラー写真
- (10) 太陽光発電設備に係る補助事業にあつては，以下の書類
 - ア 発電した電力について電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により，電気事業者との間で特定契約を締結したことを証する書類
 - イ 太陽光発電設備の設置工事に着工する前日までに設備を設置する住宅の建築工事が完了していることを証する書類
 - ウ 交付を申請する日までに定置用リチウムイオン蓄電システム又はエネルギー管理システム（HEMS）が設置されていることを証する書類
- (11) 定置用リチウムイオン蓄電システムに係る補助事業にあつては，交付を申請する日までに太陽光発電設備が設置されていることを証する書類
- (12) 街区番号・住居番号証明書（住宅を新築する場合に限る。）
- (13) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (14) その他，市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すると決定した者に対しては、柏市エコハウス促進総合補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、柏市エコハウス促進総合補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)(以下「不交付決定通知書」という。)によりそれぞれ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月8日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに柏市エコハウス促進総合補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(市への協力)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備を設置した効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

共通要件	
<p>1 補助対象設備の設置工事の着工の日及び完了の日が補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から2月末日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までの間に存すること。</p> <p>2 補助対象設備は未使用品であること。</p> <p>3 補助対象設備の設置に係る工事が建築物，電気設備，ガス設備及び水道設備に係る関係法令に準拠していること。</p>	
設備の種類	要件
エコ窓	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 既築住宅へ設置すること。</p> <p>2 居室へ設置すること。</p> <p>3 一居室（壁，ドア，障子，襖等で仕切られている空間）単位で全ての窓の断熱化すること。（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン，ロールスクリーン等）は，居室を区切り仕切りとして認められない。）</p> <p>4 国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として，一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。</p> <p>5 申請者と直接契約を締結した者が市内に本社・本店を有する法人又は個人事業主であること。</p>
太陽光発電設備	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 既築住宅へ設置すること。</p> <p>2 太陽電池の出力を監視する等により，全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>3 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合，系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお，既存設備の出力を増加する目的で設備を設</p>

	<p>置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p> <p>4 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの。</p> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。</p> <p>(3) 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの。</p> <p>5 交付申請の日までに次のいずれかの設備が設置されていること。</p> <p>(1) エネルギー管理システム (H E M S)</p> <p>(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム</p>
<p>家庭用燃料電池システム (エネファーム)</p>	<p>次の要件を全て満たすもの。</p> <p>1 既築住宅又は新築住宅へ設置すること。ただし、新築住宅を購入する場合は、当該住宅の引き渡し日が交付を申請する日の属する年度の4月1日から2月末日(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までの間に存すること。</p> <p>2 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>次の要件を全て満たすもの。</p> <p>1 既築住宅又は新築住宅へ設置すること。ただし、新築住宅を購入する場合は、当該住宅の引き渡し日が交付を申請する日の属する年度の4月1日から2月末日(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までの間に存すること。</p> <p>2 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ</p>

により登録されているものであること。

3 交付申請の日までに太陽光発電設備が設置されていること。

別表第2 (第5条)

共通事項		
<p>1 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除するものとし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。</p> <p>2 補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。</p>		
設備の種類	補助対象経費	補助金の上限
エコ窓	<p>設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p>	<p>補助対象経費の4分の1 上限 80,000 円</p>
太陽光発電設備	<p>太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）</p>	<p>単価 20,000 円 / k W 上限 90,000 円</p> <p>※太陽光発電設備の補助金の額は、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に補助金の単価を乗じた額とする。</p>
家庭用燃料電池シ	<p>設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）</p>	<p>上限 50,000 円</p>

<p>システム (エネファーム)</p>	<p>及び付属品（給湯器，リモコン等）の購入費，工事費（据付・配線・配管工事等）</p>	
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>設備本体（蓄電池部，電力変換装置，蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置，キュービクル等）の購入費，工事費（据付・配線工事等）</p>	<p>上限 100,000 円</p>